

資源有効利用促進法(省令改正)におけるストックヤード利用の流れ

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、「宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)」が施行されるとともに、「資源有効利用促進法省令の改正」、「ストックヤード運営事業者登録制度」の発足により、**土砂引渡しに伴う「受領書」の発行を義務付け**、建設発生土が適切に利用・処分されるよう新たな制度が始まりました。

また、新たな制度では、令和6年6月より、建設発生土を搬出する工事を請負う元請業者は、搬出された建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されないことがないよう、最終搬出先まで確認することが義務づけられます。(※資源有効利用促進法省令)

一方、ストックヤード運営事業者登録制度に登録している管理センターのストックヤードに搬入した場合は、管理センターがその後の適正な搬出を引き継ぐことになるので、元請業者は最終搬出先までの確認は不要となります。

